

## 第 618 回 富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 3 月 7 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（14 人）

1	鈴木 昇	2	澤邊 治之	3	丸 文浩	4	川口 寛市
5	稲村 耕一	6	大塚 和行	7	渡邊 和巳	8	白井 和子
9	平野 弁一	10	佐久間 容	11	森田 泰彰	12	安田 和永
13	小柴 賢次郎	14	鈴木 伸江				

4 欠席委員（0 人）

							-
--	--	--	--	--	--	--	---

5 事務局職員（4 人）

局長 藤川 幸男	係長 鈴木 宏誌	書記 樋口 悠亮	書記 山口 芳郎
----------	----------	----------	----------

6 説明員（1 人）

建設経済部農林水産課 磯貝、庄司
------------------

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第 4 号 特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第 3 条第 1 項に基づく  
申請の承認について

議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 6 号 令和 6 年度富津市農作業標準賃金について

議案第 7 号 「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）（案）」に関する農業委員  
会の意見について

専決処分報告について



第 618 回 富津市定例農業委員会

発言者	発言内容
事務局長	<p>開会 午後 1 時 30 分</p> <p>皆様こんにちは。本日の会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 618 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして本日の出席状況ですが、委員 14 名の全員出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。（市表彰の報告あり）</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長にお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さんこんにちは。【挨拶要旨】地震への寄付及び表彰受賞にあたってのお礼、秋田県畜産の例など。</p>
議長	<p>（開会）</p> <p>ただ今から、第 618 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p>
議長	<p>（議事録署名人の指名）</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。4 番 川口委員、5 番 稲村委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p>
議長	<p>【議案第 1 号】</p> <p>議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第 1 号 1 番について、担当委員の現地調査及び説明を、2 番 澤邊委員、お願いします。</p>

澤邊委員	<p>議案第1号1番について、申請地を3月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。館山自動車道富津中央インター入口より北西の方向200m付近に所在する農地です。古船の信号を入ったところです。</p> <p>義務者は、相続により取得しましたが、現在まで耕作を行うことが出来ず、今後も不可能なことから実家に住む権利者へ譲り渡すため贈与による所有権移転の申請であります。営農計画は、みかんの栽培を予定しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局（山口）	<p>ただいまの澤邊委員の説明に補足をさせていただきます。権利者と義務者は兄弟の関係であります。義務者は相続により取得しましたが、耕作が出来ず現在に至っております。今後も農地を管理していくことは難しいため、実家で農業を営む権利者へ贈与するための申請であります。長い間休耕地であったこと、水利の便も悪いことから畑として利用、みかんを栽培する計画であります。申請地は、農振農用地区域外農地 396 m<sup>2</sup>、耕作面積 5,416 m<sup>2</sup>、農作業歴 20 年、従農数 2 名であります。農機具の所有状況、労働力、技術力等問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号1番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第1号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、3番 丸委員、お願いします。</p>

丸委員	<p>議案第1号2番について、申請地を3月7日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より東の方向1700m付近に位置する農地です。</p> <p>義務者は、仕事上の関係で十分な農作業時間が得られないことから一部農地を売却するものであり、知人である権利者へ売却することで話が纏まり、売買による所有権移転の申請となったものであります。営農計画は、ブルーベリーの栽培を計画しております。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>ただいまの丸委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、十分な農作業時間を得ることができないことから、現在休耕している農地の処分を考え、知人であった権利者へ売却するものであります。権利者は、市外に居住しておりますが、10分程の通作時間であり、また安価で購入することが出来ることなど条件も良いことから農地を取得し、建設業を行いながら就農しようとするものであります。農作業経験は、君津市内の知人の水稻栽培を手伝い、ある程度の農業知識経験を持ち、農機具は、草刈機、耕運機等の小農機具を所有しております。ブルーベリー栽培の経験はありませんが、市内の栽培農家で研修を受け知識技術を得る計画であります。申請地は、農振農用地区域内農地452㎡、権利者の耕作面積は0㎡、農作業歴15年、従農数2名であります。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号2番は承認されました。</p>

議長	次に、議案第1号3番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。
平野委員	<p>議案第1号3番について、申請地を3月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。県立君津商業高等学校より南の方向600m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢による労働力不足のため売却しようとするもので、権利者は隣接地で果樹栽培を行っている農業法人であります。購入することで農地の形状も良くなり耕作がしやすいため、規模拡大を目的とした売買による所有権移転の申請であります。営農計画は、ブドウ栽培を行う予定であります。</p>
議長	説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。
事務局(山口)	<p>ただいまの平野委員の説明に補足をさせていただきます。義務者は、後継者もなく高齢により自ら耕作することが難しいことから離農のため農地を処分するものであります。権利者は、農地所有適格法人の要件を満たしている農業法人であり、周辺で大規模なブドウ栽培を行っております。今回、自作地に隣接する申請地を購入することで土地の形状も良くなり一体的に利用ができ、耕作がしやすいことから購入しようとするものであり、売買による所有権移転の申請であります。申請地は、農振農用地区域内農地106㎡、権利者の耕作面積は8万8,789㎡、従農数は専従者3名、臨時雇用者延べ800名で将来増員の計画であります。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p>

<p>議長</p>	<p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番について、担当委員現地調査及び説明を、11番 森田委員、お願いします。</p>
<p>森田委員</p>	<p>議案第2号1番について、申請地を3月5日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。富津集出荷場より北の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は造園土木関係の会社役員であり、会社で利用する資材置場として利用するため、自己所有農地の転用申請をすることとなりました。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの森田委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから、第1種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、第1種農地は原則として転用許可をすることができず、本申請は千葉県農地転用事務指針に記載されている不許可の例外要件のいずれにも該当しないため、立地基準上、不許可相当であると考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

議長	<p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手少数) 挙手少数であります。よって、議案第2号1番は不許可相当といたします。</p> <p><b>【議案第3号】</b></p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第3号1番について、担当委員現地調査及び説明を、3番 丸委員、お願いします。</p>
丸委員	<p>議案第3号1番について、申請地を3月7日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校よりの北東方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、太陽光発電施設を設置し、国のエネルギー事業に寄与することを目的とした開発事業を行っています。義務者は、今後農業を営む後継者がおらず、土地の管理および利用が難しくなっていたところ、権利者から太陽光発電施設設置の計画が持ち上がり、土地を有効活用できることから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの丸委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>

議長	事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（挙手）はい、佐久間委員。
佐久間委員	自分の地区でも太陽光発電の転用がいくつもあるが、総量的に規制のようなものは無いのか。
事務局（樋口）	規制のようなものは、特にはありません。
議長	<p>他にありますか。（なし声） 質疑は以上ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員） 挙手全員であります。よって議案第3号1番は承認されました。</p>
議長	次に、議案第3号2番について、担当委員の現地調査及び説明を、14番 鈴木伸江委員、お願いします。
鈴木伸江委員	<p>議案第3号2番について、申請地を3月7日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西の方向約650mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は太陽光発電施設の事業者であり、太陽光発電施設に適した日照を得られ、平坦な土地であることから防災の観点からも都合がよく、また、太陽光発電施設を設置するにあたり周辺土地では条件の折り合いが合わなかったことから、本件土地にて、所有権移転を伴う転用申請をするものです。以上です。</p>
議長	担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。
事務局（樋口）	ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い

	<p>農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはありませんが、南側隣接農地への取水において本件土地を経由していたことから、転用によって従来通りの取水ができなくなるため、本件土地内にU字トラフを設置して用水路を確保します。汚水・雑排水の発生はなく、雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第3号2番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に、議案第3号3番について、こちらの担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p>
<p>平野委員</p>	<p>議案第3号3番について、申請地を3月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。君津商業高校より南西の方向約250mに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、現在、実家で暮らしておりますが、今後の生活を考えると手狭になることから、周辺が住宅地になっていて実家からも近い本件土地に専用住宅を建築するため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。既に住宅地の中の農地ですので、周辺には影響がないと思われまます。説明は以上です。事務局補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局(樋口)</p>	<p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。農地区分に関しては、大佐和都市計画の範囲内で、第一種住居地域の用途指定を</p>

	<p>受けている土地のため、第3種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水は市営水道より引き込み、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、道路側溝に排水します。雨水については敷地内浸透処理をします。資金については、工事費に対し借入金での支払となっており、添付書類から確認済みです。専用住宅として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第3号3番は承認されました。</p>
議長	<p>次に、議案第3号4番について、担当委員の現地調査及び説明を、7番 渡邊委員、お願いします。</p>
渡邊委員	<p>議案第3号4番について、申請地を3月7日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。天神山コミュニティセンターより南東の方向約1kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は、農地の耕作および管理が困難になっていたところ、義務者と太陽光発電施設での転用の話があり、設置面積や遮光率などにおいて条件に合致したことから、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はございません。以上です。</p>
議長	<p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>ただいまの渡邊委員の説明に補足させていただきます。農地区分に</p>

<p>議長</p>	<p>関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、工事費に対し自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第3号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第3号4番は承認されました。</p>
<p>議長</p>	<p><b>【議案第4号】</b></p> <p>次に、議案第4号「特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づく申請の承認について」を議題といたします。</p> <p>こちらについては、所有する農地で市民農園を開設したいという希望があり、先月の本定例会終了後、前期の運営委員に残っていただき、運営委員会を開催して検討した案件のようです。ではまず、この議案について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事務局(山口)</p>	<p>議案第4号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項に基づく申請の承認について、ご説明いたします。</p> <p>本案件は、個々のレクリエーションや高齢者の生きがづくり等の目的で、農家でない方々が小さな面積の農地を利用して自家用野菜や花などの栽培を目的とした農園の開設について、農地法の特例として平成元年に制定された、特定農地貸付法により市民農園の開設承認申請がなされたものであります。</p>

議案説明の前に、市民農園の開設方法について概略ですがご説明いたします。本日お配りした資料でカラー刷りの「市民農園の開設について」をご覧ください。

「2. 市民農園の開設方法」をご覧ください。

市民農園の開設には2つの方法がありまして、1つ目は、貸付方式です。利用者に農地を貸す方式で、特定農地貸付法や都市農地借家法に基づく手続きが必要となります。2つ目は、農園利用方式です。これは、利用者に農地を貸さず、園主の指導の下で、利用者が継続的に農作業を行う方式です。利用者への権利設定を伴わないため法手続きは必要ありません。市民農園に、農機具庫や休憩施設等の施設を設置しようとする場合は市民農園整備促進法の手続きをとれば、特定農地貸付法の手続きと当該施設整備に必要な農地法で定める転用許可申請の手続きが不要となります。

次に、2ページの「3. 特定農地貸付の要件」ですが、(1)10アール未満の貸付であること。以下(4)の利用者が行う農作物の栽培が営利目的としないものであること。の4項目が備わっていることが必要となります。

次に「4. 農業委員会の承認(手続き)」ですが、開設しようとする者は、市との貸付協定書写しに貸付規定を添えて承認申請書を農業委員会へ申請し承認を得ることとなります。

農業委員会は、提出された申請書の内容について、前項の「特定農地貸付の要件」及び農業委員会の承認事項(2)①から④までについて審査の上、承認することとなります。

3ページは「開設の手続き」をフロー図化したものです。今回の申請は、所有農地で開設するケースですので、真ん中の図になります。今回の議案としては、④にあたる部分となります。

以上が、市民農園を開設しようとする場合の開設条件及び手続きの概要であります。

それでは、議案第4号の説明をさせていただきます。

本案件は、申請者が所有する農地、XXXXXXXXXX 登記地目田  
現況地目畑 面積 492 m<sup>2</sup> を特定農地貸付法に基づき貸付方式の市

民農園として利用したく申請が行われたものであります。申請地は、別添位置図をご覧ください。旧市役所庁舎より西の方向 200m 付近に所在し、日照条件は良く、周辺は住宅地が広がっております。当該開設予定地に隣接する農地は無いことから、農業上の利用増進に支障は出ない場所にあります。

申請者は、相続で得た農地の耕作を続けてきましたが、体力的な問題により現在は休耕しております。放置することにより荒廃化が進むことが懸念されることから、市とも相談を行い市民農園として農地を貸しだすことを考え、本申請となったものであります。

農園開設計画の概要ですが、議案の下段の表をご覧ください。名称を「XXXXXXXXXX」、貸付期間は年度単位とし特に申し出が無い限り自動更新とします。貸付料は、年間 1 m<sup>2</sup> 当たり 120 円とし、区画は 11.5 m<sup>2</sup> ~ 48 m<sup>2</sup> の総 8 区画、募集方法はチラシ、掲示等による一般公募で先着順となっております。詳細につきましては、本日お配りいたしました資料の 3 枚目 4 枚目の「特定農地貸付規定（案）」をご覧ください。

次に、手続き関係ですが、市との特定農地貸付協定を令和 6 年 2 月 16 日に締結日し、同日農業委員会へ特定農地貸付の承認申請書が提出されておりますので本日審査を行い、要件を満たしておれば承認することとなります。

最後に、審査のポイントですが、特定貸付に関する農地法等の特例に関する法律に定める、特定農地の貸付要件の 4 項目及び農業委員会が審査する 4 項目について確認していただくこととなります。以上で、議案第 4 号の説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長

申請の内容等について、事務局の説明がありました。続いて、2 月 5 日に開催した運営委員会の結果について、運営委員長の 11 番 森田委員から報告をお願いします。

森田委員

私から、2 月 5 日午後 2 時 20 分より市役所 401 会議室において、

令和5年度第1回農業委員会運営委員会を開催し、市民農園開設予定者に対する面接を実施いたしましたので、その結果を報告いたします。

当日は、運営委員9名、並びに農林水産課農林係長及び事務局職員の出席のもと、開設予定者 ████████ 氏の出席を求め会議を開催しました。審査の過程において、事務局から市民農園の開設条件、手続き方法が説明され、農林水産課より市と締結する、貸付協定の内容説明がなされた後、開設予定者より開設に至った経緯並びに、管理運営について説明がありました。

開設予定者は、「相続で引き継いだ農地を家庭菜園として耕作を行ってきたが、体力的な衰えにより十分な耕作をすることが出来ず休耕地となってしまった。今後も耕作を行うことは難しいことから、売却を検討したが、農地法の制約もあり断念した。特定農地貸付法により、貸付による農園開設ができることを知り農林水産課と相談。今回の申請に至った。」との話がありました。

その後、委員より質疑が出され、

- ・農園の一部が林に隣接しているが、日照の問題は。
- ・車の利用者の対応は。駐車場はあるのか。
- ・元が田なので水捌けがどうか。 など、質問や意見が出されました。

開設予定者退席後、委員及び担当者間での意見交換があり、

- ・貸付規定の変更が生じた場合はどうか。区画/料金の変更などの都度、委員会の承認が必要か。
  - ・そもそもニーズがあるのか。駐車場が無いことから、借り手が集まるのか。いくつかの心配は有る。
  - ・多くの人に利用してもらうことで、農地の荒廃化も防げることから開設したいとの考えであり、反対/制限する理由も無いだろう。
- などの意見が出されました。

運営委員会として意見を取りまとめた結果、特定農地貸付法による農園開設について、法令に抵触する点も無いと思われることから全員の賛成を得る結果となりました。以上で私からの報告を終わります。

議長	<p>運営委員長からの説明が終わりました。</p> <p>市民農園開設希望の申請を当委員会で承認するか、という議題であります。先ほどの事務局からの説明と合わせまして、委員の皆さんからご質疑ございますか。(なし声) 「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第4号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第4号は承認されました。</p> <p><b>【議案第5号】</b></p>
議長	<p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。こちらは農地中間管理事業による集積計画となっております。それでは事務局から、説明をお願いします。</p>
事務局(山口)	<p>議案第5号、農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。本案件は、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定により農業委員会の決定を得るため富津市長より提出されたものであり、令和6年第2次の農地中間管理事業における農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>利用権の設定・転貸の内容でございますが、整理番号6-2-1 利用権の設定等を行う者 [REDACTED] 対象農地 [REDACTED] 田 2,838㎡、転貸を受ける者 [REDACTED]、利用権の種類 賃借、利用内容 田、期間10年の新規契約であります。以下、整理番号6-2-13まで、合計で貸し手4名、借り手1名、筆数13筆、面積17,172㎡であります。個々の設定内容は、利用権設定各筆明細表のとおりでございます。次に、5、6ページが、利用権の設定を受ける借り手の農業経営の状況でございます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。</p> <p>ご質疑ございますか。(なし声) 質疑なしということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>

	<p>議案第5号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第5号は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第6号】</b> 次に、議案第6号「令和6年度富津市農作業標準賃金について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(樋口)	<p>(議案第6号に掲載した標準賃金の表のとおり、各作業種類と金額を読み上げて説明)</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p>
	<p>議案第6号につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって、議案第6号は承認されました。</p>
議長	<p><b>【議案第7号】</b> 次に、議案第7号「「地域農業経営基盤強化促進計画(地域計画)(案)」に関する農業委員会の意見について」を議題といたします。</p>
事務局(鈴木)	<p>議案第7号について事務局から説明いたします。農業経営基盤強化促進法に基づいた地域計画ですが、市長部局であります市農林水産課において、西川地区の計画を取りまとめ、我々農業委員会に計画案として示され、2月28日付けで意見照会されております。</p>
	<p>これについて、農業委員会からの意見があれば、この場で取りまとめていただき、委員会から市長への回答をしたいと思っております。特に意見なしということであれば、この場の皆様に西川地区の計画の進捗/策定について、ご承知おきいただければと考えております。以上です。</p>

議長	<p>議案についての事務局の説明は以上です。では続いて、計画の内容については、取りまとめをされました市農林水産課に説明員として参加いただきたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。（声：異議なし） それでは、農林水産課から計画の説明をお願いします。</p>
市農林水産課 磯貝、庄司	<p><b>【市農林水産課入室着席】</b></p> <p>（地域計画案（西川地区）について、議案第7号掲載分及び配布した地図に基づき説明。関係法令3/13の説明会開催予定、3/20計画の公告予定など）</p>
議案	<p>それでは、説明を受けまして、委員の皆さんから、ご意見がありますでしょうか。</p> <p>（複数委員から、計画への質問（策定地区エリア、関連者数）、策定過程及び参考事例などの情報提供、意見交換あり。本計画については、熟読のうえ意見あれば改めて出したい、と提案あり）</p>
議長	<p>それでは、意見のある場合には、3月13日までに事務局に申し出てください。</p> <p><b>【市農林水産課退室】</b></p>
議長	<p><b>【専決処分報告について】</b></p> <p>次に、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事務局長よりお願いします。</p>
局長	<p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第6号の規定による届け出でございますが、1番2番とも専用住宅として所有権移転するもので、面積は1番が324㎡、2番が266㎡です。これらの届出につきましては、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしま</p>

議長	<p>した。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。（なし）</p> <p>事務局何かありますか。（6年度定例会日程について、義援金 2/6 付け振込済の報告、2024 年活動記録簿配布について）</p>
会長	<p>皆様には、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。次回の農業委員会総会は、4月4日木曜日、場所は401会議室、時間は午後1時30分から開催いたします。本日の定例会は終了します。お疲れ様でした。</p> <p>閉会 午後2時50分</p>